

第3章 全体構想（都市レベルの方針）

1 都市の将来像

前プランにおいては、「市民が主役」「地域資源の活用」「安全・安心」といった視点を踏まえ、市の将来像を「人・歴史・自然が綾なすセーフティー共創都市」と設定しました。

今回の改定では、上記の考え方を踏襲しつつ、人口減少社会において居住地や来訪先として「選ばれる都市」を目指し、市民・事業者（各種団体含む）・行政の協働により暮らしやすさや魅力を高める取組みを一層推進することを目指し、以下のように設定します。

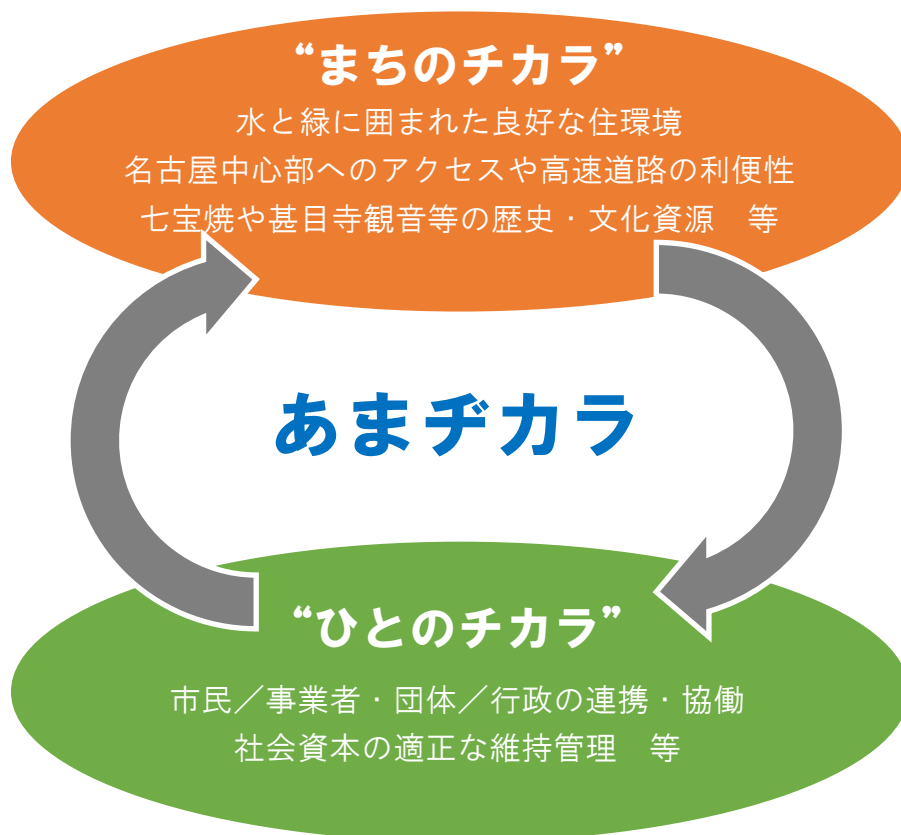
【都市の将来像】

“あまチカラ”により暮らしやすさや魅力を高める都市づくり

【“あまチカラ”とは】

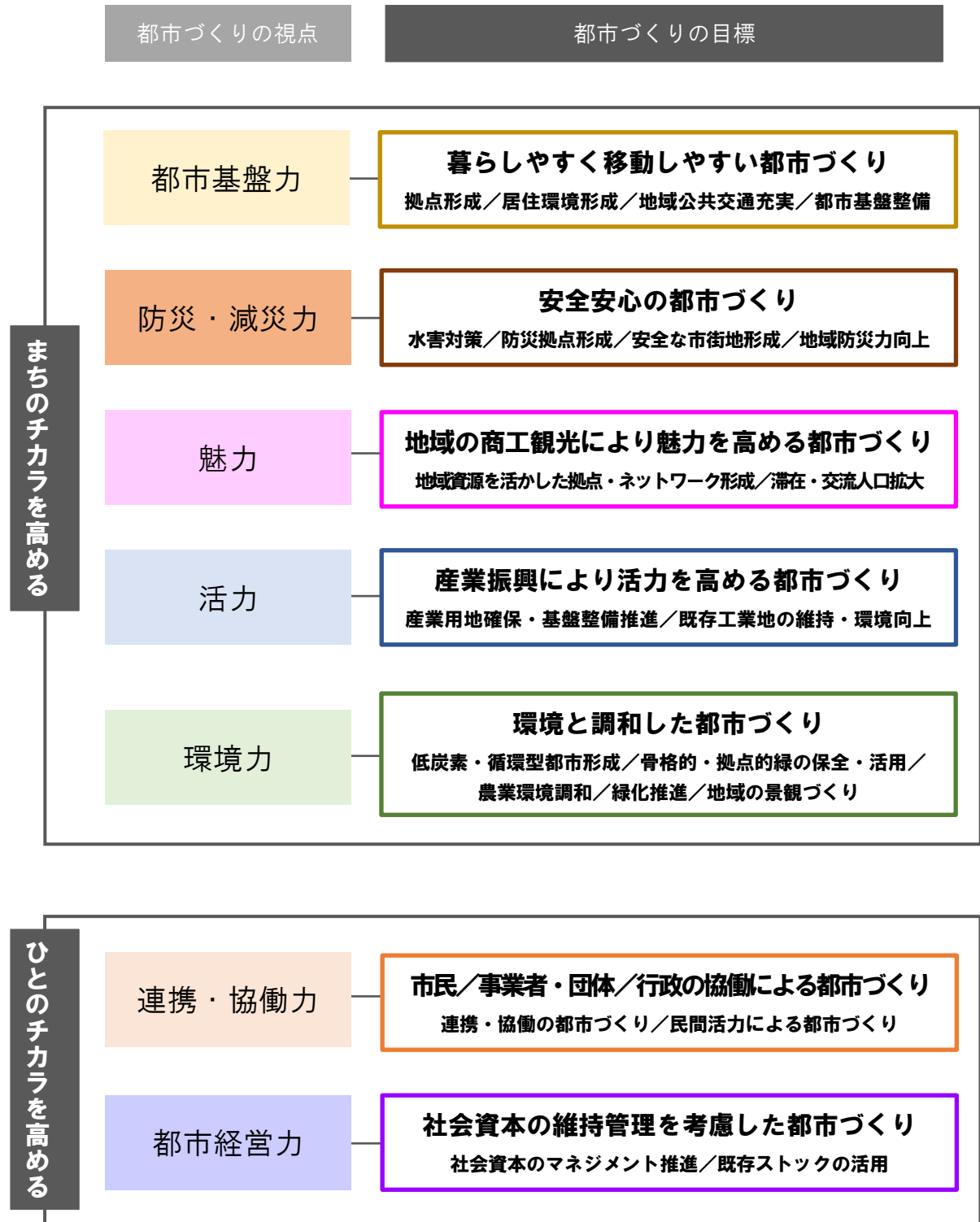
“あまチカラ”とは下図の“まちのチカラ”と“ひとのチカラ”の融合を表した造語です。

この2つの“チカラ”の相互作用によって暮らしやすさや魅力を高め、「住みたくなる」「訪れたいくなる」都市づくりを進めることを都市の将来像として設定しました。



2 都市づくりの目標

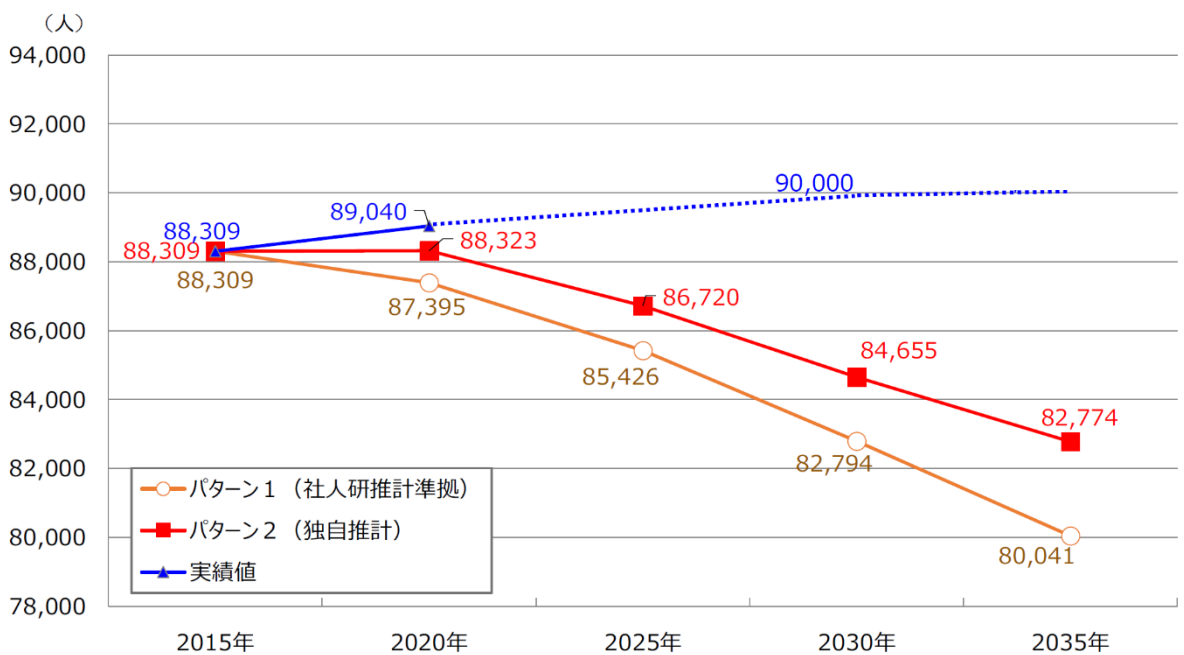
都市づくりの課題、都市の将来像を踏まえ、都市づくりの目標として以下の7つのテーマを定めます。



3 将来指標の設定

全国的に人口減少時代に突入する中であって、住民基本台帳による本市の人口は令和2（2020）年時点で依然増加傾向（最近5年間で700人強の増加）を示しています。こうした状況も踏まえ、第2次あま市総合計画（令和4（2022）年3月改定）では、令和13（2031）年における人口フレームを90,000人と設定しています。

以上を踏まえ、本プランの目標年次である令和14（2032）年における将来人口を90,000人と設定するとともに、令和14（2032）年以降もこの人口規模が概ね維持されるものと想定します。



資料：パターン1・パターン2は、あま市人口ビジョン
実績値は、市民課（各年10月1日現在）

■将来人口推計（第2次あま市総合計画より）

4 将来都市構造

本市の将来都市構造は「都市拠点」、「都市軸」及び「ゾーン」の3つの要素から整理します。それぞれの要素の具体的な配置等は、都市づくりの課題や都市づくりの目標を踏まえて設定します。

■将来都市構造の要素

- 都市拠点
日常生活・都市活動の中心となる場であり、点的な構成要素
- 都市軸
都市の骨格を成す道路や河川、動線であり、線的な構成要素
- ゾーン
概ねの利用区分等の土地のまとまりであり、面的な構成要素

■都市づくりの目標と各要素の関連

都市づくりの目標 「まちのチカラを高める」	将来都市構造の要素		
	都市拠点	都市軸	ゾーン
都市基盤力 ～暮らしやすく移動しやすい都市づくり	・街なか居住拠点 ・防災・交流拠点 ・地域サービス拠点	・生活交流軸 ・公共交通軸（幹線） ・公共交通軸（生活）	・市街地ゾーン ・市街化検討ゾーン
防災・減災力 ～安全安心の都市づくり	・防災・交流拠点	・生活交流軸	・市街地ゾーン ・農住・自然ゾーン
魅力 ～地域の商工観光により魅力を高める都市づくり	・街なか居住拠点 ・歴史・文化拠点	・産業交流軸	—
活力 ～産業振興により活力を高める都市づくり	・産業拠点	・産業交流軸	—
環境力 ～環境と調和した都市づくり	・緑の拠点 ・歴史・文化拠点	・親水環境軸	・農住・自然ゾーン

【都市拠点】

名称と役割	位置づける場所
①街なか居住拠点 …多くの人が集い交流するまちの顔づくりや、都市機能の集積を図り、居心地がよく歩きたくなる都市づくりを牽引する場	・ 甚目寺駅周辺 ・ 木田駅周辺 ・ 七宝小学校北東交差点周辺
②防災・交流拠点 …行政機能、防災機能、交流機能を集積させ、市域全体の安全安心と地域活力の創造を支えとともに、居住環境の向上による住みやすい地域づくりを進める場	・ 新庁舎及び七宝駅周辺
③地域サービス拠点 …各種公共公益サービス機能が集積し、市民の暮らしやコミュニティを支える場	・ 美和総合福祉センターすみれの里一帯 ・ 七宝子育て支援センター一帯 ・ 市民病院一帯 ・ 海部東部消防署一帯
④産業拠点 …交通の利便性等を活かした産業・流通機能が集積し、市の産業振興を牽引する場	・ 市街化区域内の既存工業集積地 ・ 市街化調整区域内の既存工業集積地 ・ 産業交流軸として位置づけた幹線道路の沿道周辺（適所）
⑤緑の拠点 …良好な緑・水辺の環境を活かしながら、市民の休息やレクリエーション活動を支える場	・ 庄内川河川敷（庄内川河川敷公園を含む） ・ 森遊水地グラウンド ・ ニツ寺親水公園 ・ 森ヶ丘公園 ・ 蓮華寺寺叢（じそう）
⑥歴史・文化拠点 …歴史・文化的資源を活かして、観光・交流活動の活性化を担う場	・ 七宝焼アートヴィレッジ一帯 ・ 甚目寺観音一帯 ・ 萱津神社一帯

【都市軸】

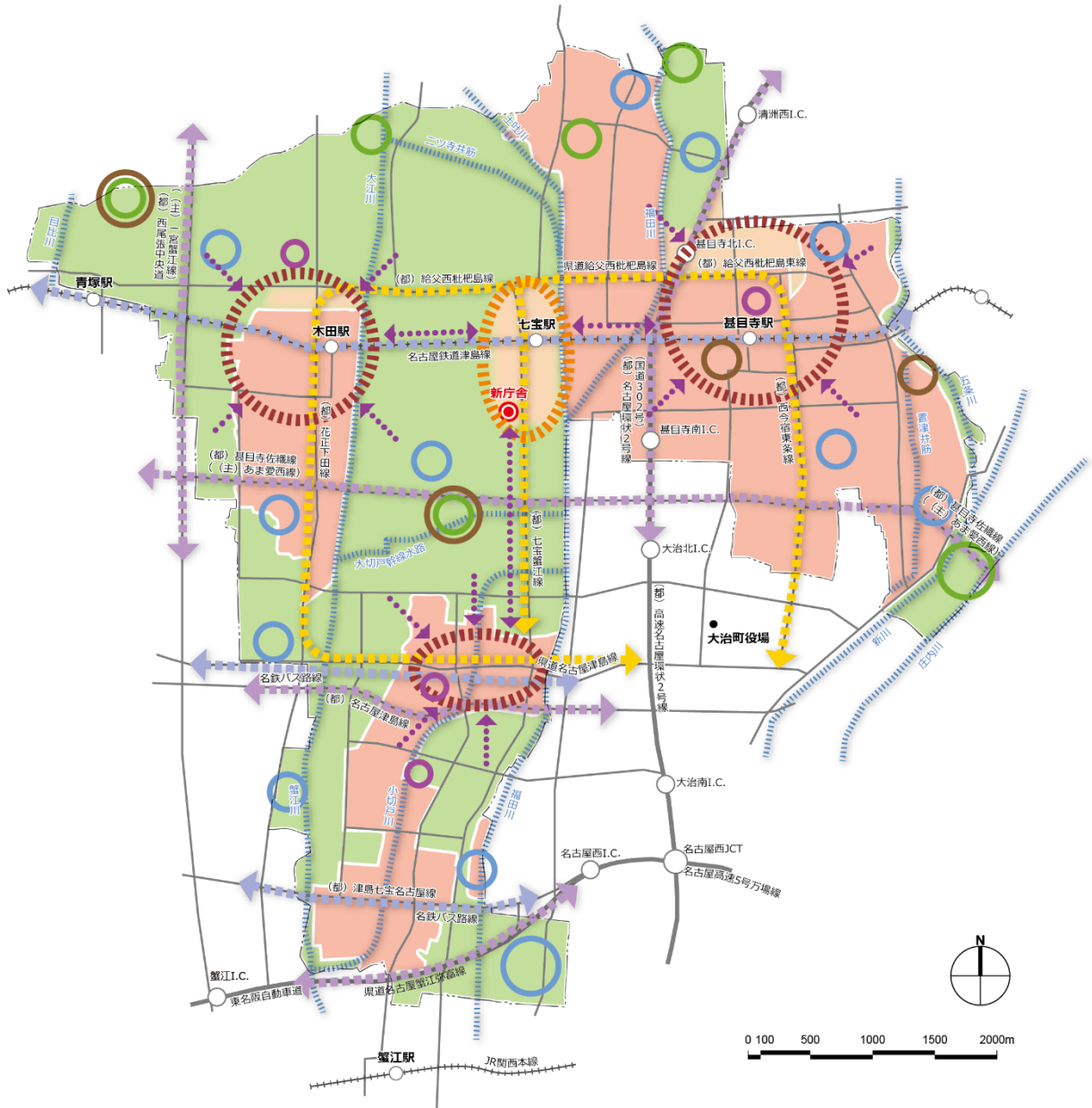
名称と役割	位置づける路線等 ※一部区間の場合あり
①生活交流軸 …市街地間を連絡し市の一体性を醸成する主要な幹線を成すとともに、日常生活を支える各種都市機能の集積を担う動線	以下の路線及び沿道周辺 ・ (都) 給父西枇杷島線 ・ (都) 給父西枇杷島東線 ・ (都) 花正下田線 ・ (都) 西今宿東条線 ・ (都) 七宝蟹江線 ・ 県道名古屋津島線 ・ 県道給父西枇杷島線

(前ページの続き)















名称と役割	位置づける路線等 ※一部区間の場合あり
②産業交流軸 …都市間を連絡する主要な幹線を成すとともに、産業・流通機能の集積を担う動線	以下の路線及び沿道周辺 ・(都)名古屋環状2号線(国道302号) ・(都)西尾張中央道((主)一宮蟹江線) ・(都)名古屋津島線 ・(都)甚目寺佐織線((主)あま愛西線) ・県道名古屋蟹江弥富線
③公共交通軸(幹線) …都市間の連絡とともに、魅力ある居住形成を担う動線	・名古屋鉄道津島線 ・名鉄バス路線
④公共交通軸(生活) …市民の移動や生活を支えるとともに、高齢化や地域の需要への対応を担う動線	・拠点間連携のためのアクセス路線 ・市内各所から拠点へのアクセス路線
⑤親水環境軸 …安全で、親水性・生物多様性の豊かな空間	・庄内川 ・新川 ・五条川 ・福田川 ・土吐川 ・蟹江川 ・小切戸川 ・大江川 ・目比川 ・萱津井筋 ・大切戸幹線水路 ・ニツ寺井筋

【ゾーン】

名称と役割	位置づける地域
①市街地ゾーン …住宅地としての良好な環境、商業地としての買い物に便利な環境、工業地としての働きやすい環境等を備えた日常生活・都市活動を支える地域	・現在の市街化区域を中心とした地域
②市街化検討ゾーン …街なか居住拠点、防災・交流拠点、産業拠点周辺の、将来の市街化検討を行う地域	・現在の市街化区域に隣接した、市街化調整区域を中心とした地域
③農住・自然ゾーン …集落と農地・自然環境が共生し、良好な住環境や生産環境、景観等を支える地域	・現在の市街化調整区域を中心とした地域



凡例

- | | | | | | |
|---|----------|---|-----------|--|----------|
|  | 街なか居住拠点 |  | 生活交流軸 |  | 市街地ゾーン |
|  | 防災・交流拠点 |  | 産業交流軸 |  | 市街化検討ゾーン |
|  | 地域サービス拠点 |  | 公共交通軸（幹線） |  | 農住・自然ゾーン |
|  | 産業拠点 |  | 公共交通軸（生活） | | |
|  | 緑の拠点 |  | 親水環境軸 | | |
|  | 歴史・文化拠点 | | | | |

■将来都市構造図

5 土地利用方針

(1) 土地利用の基本方針

①市街化区域

市街化区域は、都市計画法において、既に市街地を形成している区域や、優先的・計画的に市街化を図るべき区域とされています。

その性格のもとに、本市では、残存する低未利用地の活用を積極化し、また、地域の特性に応じて高度な利用を図ることによって、日常生活・都市活動を支える良好な市街地を形成していきます。

その上で、本市の市街化区域では、戸建てによる低層・中低層の住宅地としての利用を基本としながら、将来都市構造上の位置づけを踏まえて、公共交通の利便性の高い場所や主要な幹線道路の沿道を中心に、商工業系または複合系の土地利用を図ります。

また、空き家の利活用等を推進し、土地利用の流動化を図ります。

なお、街なか居住拠点や防災・交流拠点として位置づけられる鉄道駅周辺や、産業拠点として位置づけられる高速道路インターチェンジ周辺等については、市全体からみた種々の優位性を踏まえ、人口や産業の動向を十分踏まえたうえで、土地利用施策（市街化区域拡大の検討を含む）を重点化します。

②市街化調整区域

市街化調整区域は、都市計画法において、市街化を抑制すべき区域とされています。

その性格のもとに、市域の6割を占める本市の市街化調整区域では、今後も、無秩序な市街化を抑制し、営農環境や自然環境、既存集落の住環境の保全を図ります。

ただし、市街化調整区域であっても、既存コミュニティの維持や既存ストックの活用の観点から、都市的土地利用が必要な場合もあります。そのため、本市では、将来都市構造上の位置づけを踏まえ、公共交通の利便性が高い場所や主要な幹線道路の沿道を中心に、そのような土地利用について、人口動向を十分踏まえたうえで、必要に応じ検討を行います。

(2) 土地利用の区分と配置方針

【土地利用の区分】

区域区分	土地利用区分
市街化区域内を基本	①住宅地 ②駅前商業地 ③住商共存地 ④沿道複合利用地 ⑤工業地
市街化調整区域内を基本 (必要に応じ市街化区域への編入を検討)	⑥住居系土地利用誘導候補地 ⑦既存工業地・産業誘導候補地・産業誘導ゾーン
市街化調整区域内を基本	⑧沿道サービスゾーン ⑨自然環境・レクリエーション地 ⑩農地・集落地 ⑪農地・集落地(駅周辺、主要な幹線道路沿道等)

【土地利用の配置方針】

前述の土地利用区分ごとに、土地利用の規制・誘導の考え方と、配置のイメージを整理します。

①住宅地	
土地利用の 規制・誘導方針	●戸建てによる低層・中低層の住宅地としての利用を基本としながら、身近な商業施設や教育施設、医療施設、福祉施設等の生活利便施設も必要に応じて立地する土地利用を図ります。
配置のイメージ	●住居系市街化区域を中心とした地区（ただし、住商共存地や沿道複合利用地としての幹線道路沿道等を除く。）

②駅前商業地	
土地利用の 規制・誘導方針	●生活利便施設が集積する商業地としての利用を基本としながら、集合住宅等の立地や各種都市機能の複合化にも対応するなど、駅前の利便性を活かした有効な土地利用を図ります。
配置のイメージ	●甚目寺駅及び木田駅の周辺

③住商共存地	
土地利用の 規制・誘導方針	●地域の中心地を相互に結ぶ幹線道路沿道という利便性を活かし、集合住宅を含む多様な住宅と、周辺居住者の日常生活を支える利便施設が共存する土地利用を図ります。
配置のイメージ	●（都）給父西枇杷島東線、（都）花正下田線、（都）西今宿東条線、県道名古屋津島線及び県道給父西枇杷島線の沿道（ただし、市街化区域内を基本。）

④沿道複合利用地	
土地利用の 規制・誘導方針	●広域的な幹線道路の沿道という利便性を活かし、車利用に対応したロードサイド型の商業施設や、流通業務施設等が立地する非住居系を基本とした土地利用を図ります。
配置のイメージ	●（都）名古屋環状2号線（国道302号）、（都）甚目寺佐織線（（主）あま愛西線）及び（都）名古屋津島線の沿道（ただし、市街化区域内を基本。）

⑤工業地	
土地利用の 規制・誘導方針	●広域交通の利便性が高い幹線道路沿道においては、周辺住宅地等との調和に留意しつつ、企業誘致の推進による働く場の創出を図るため、工場や流通業務施設の受け皿となる産業用地としての土地利用を図ります。
配置のイメージ	●工業系市街化区域を中心とした地区

⑥住居系土地利用誘導候補地	
土地利用の 規制・誘導方針	<ul style="list-style-type: none"> ●公共交通機関を利用しやすく、様々な生活利便施設も集積する利便性を活かし、中高層を含む集合住宅の立地や、生活利便施設の一層の集積を誘導するなど、より多くの人々が高度で多様な都市サービスを楽しむことができ、また、歩いて暮らせるまちづくりにも寄与する土地利用を図ります。 ●甚目寺駅周辺地区のうち、産業交流軸に位置づけた(都)名古屋環状2号線(国道302号)の沿道については、甚目寺北インターチェンジに隣接することから、周辺住民等の生活利便の向上のみならず、広域交流をはじめ多様な交流拡大に資する施設の立地にも配慮するものとします。 ●本市の中心部にある七宝駅周辺地区の市街化調整区域において、行政拠点となる新庁舎整備及び既存ストック(鉄道駅、道路網、生活サービス施設等)を活用した基盤施設の整備等の計画的土地利用を推進します。 ●今後の基盤施設の計画水準や居住の集積状況に応じて、土地利用区分のあり方について検討します。
配置のイメージ	<ul style="list-style-type: none"> ●甚目寺駅、木田駅の周辺 ●新庁舎及び七宝駅の周辺

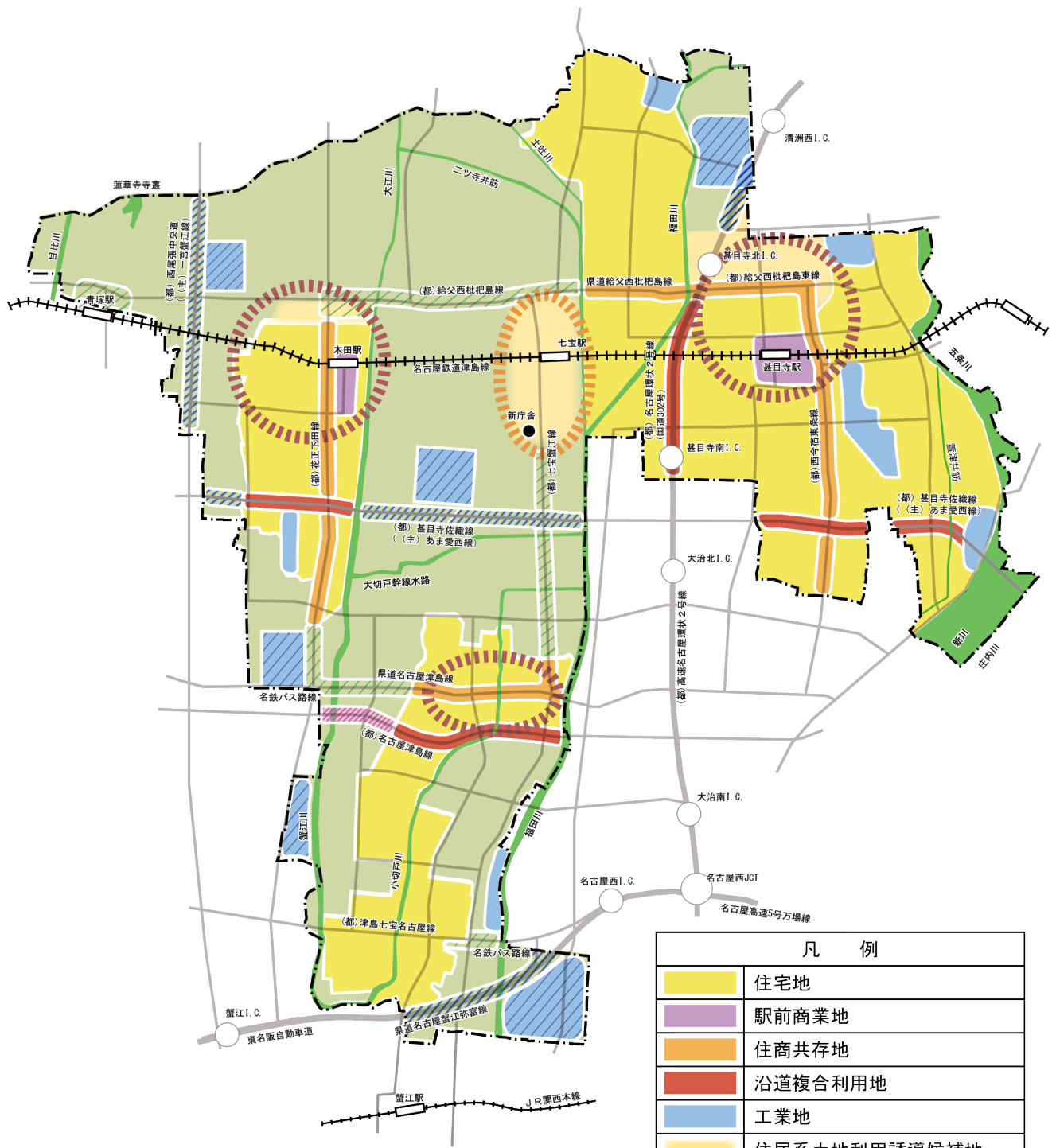
⑦既存工業地・産業誘導候補地・産業誘導ゾーン	
土地利用の 規制・誘導方針	<ul style="list-style-type: none"> ●既存工業地については、周辺環境と調和した土地利用を図ります。 ●広域的な幹線道路に容易にアクセスできるという利便性を活かし、工場や流通業務施設の新規集積の一体的な誘導を図ります。(産業誘導候補地) ●広域的な幹線道路沿いにおいては、市街化調整区域としての性格や、円滑な交通流動に及ぼす影響等を十分考慮しながら、工場や流通業務施設の立地の計画的で適正な誘導を図ります。なお、この誘導にあたっては、優良な農地等の保全に配慮するとともに、開発基盤が整った箇所等に限るものとします。(産業誘導ゾーン)
配置のイメージ	<ul style="list-style-type: none"> ●市街化調整区域内の既存工業地 ●高速道路インターチェンジ周辺等 ●広域的な幹線道路((都)名古屋環状2号線(国道302号)、(都)西尾張中央道((主)一宮蟹江線)、(都)甚目寺佐織線((主)あま愛西線)及び県道名古屋蟹江弥富線)の沿道周辺

⑧沿道サービスゾーン	
土地利用の 規制・誘導方針	<ul style="list-style-type: none"> ●市街化調整区域としての性格や、円滑な交通流動に及ぼす影響等を十分考慮しながら、車利用に対応したロードサイド型の商業施設等の立地を許容する土地利用を図ります。
配置のイメージ	<ul style="list-style-type: none"> ●(都)名古屋津島線の沿道周辺

⑨自然環境・レクリエーション地	
土地利用の 規制・誘導方針	<ul style="list-style-type: none"> ●都市の貴重な緑地空間として保全を図るとともに、市民の憩いや、環境教育、健康増進等に寄与する場として有効活用を図ります。
配置のイメージ	<ul style="list-style-type: none"> ●庄内川、新川、五条川をはじめとした主要な河川・水路及びその周辺 ●蓮華寺寺叢（じそう）

⑩農地・集落地	
土地利用の 規制・誘導方針	<ul style="list-style-type: none"> ●農業生産や治水、景観等を支える農地の保全を図ります。 ●集落地については、周辺農地との調和にも留意しながら、低層を基本とした良好な住環境を保全する土地利用を図ります。
配置のイメージ	<ul style="list-style-type: none"> ●市街化調整区域内の農地や既存集落（ただし、⑪の範囲を除く。）

⑪農地・集落地（駅周辺、主要な幹線道路沿道等）	
土地利用の 規制・誘導方針	<ul style="list-style-type: none"> ●駅周辺では、市街化調整区域としての性格を十分考慮しながら、地域の実情に応じ、既存コミュニティの維持や安全安心で活力ある暮らしの形成に必要な場合において、適切な土地利用を検討します。 ●主要な幹線道路の沿道周辺では、市街化調整区域としての性格や、円滑な交通流動に及ぼす影響等を十分考慮しながら、必要に応じて、工場や流通業務施設等が立地する土地利用を検討します。
配置のイメージ	<ul style="list-style-type: none"> ●青塚駅（津島市）及び名鉄バス停の周辺 ●（都）給父西枇杷島線、（都）花正下田線、（都）七宝蟹江線及び県道名古屋津島線の沿道周辺



凡 例	
	住宅地
	駅前商業地
	住商共存地
	沿道複合利用地
	工業地
	住居系土地利用誘導候補地
	既存工業地・産業誘導候補地
	産業誘導ゾーン
	沿道サービスゾーン
	自然環境・レクリエーション地
	農地・集落地
	農地・集落地（駅周辺、主要な幹線道路沿道等）
	街なか居住拠点
	防災・交流拠点

■土地利用方針図

6 テーマ別方針

（1）都市基盤力～暮らしやすく移動しやすい都市づくり

【暮らしやすく移動しやすい都市づくり方針】

- ①多様な都市機能を有する拠点の形成
- ②誰もが安心して暮らせる居住環境の形成
- ③誰もが移動しやすい地域公共交通の充実
- ④暮らしを支える都市基盤の整備

①多様な都市機能を有する拠点の形成

ア．街なか居住拠点における基盤整備と都市機能誘導の推進

- ・鉄道駅周辺等の街なか居住拠点では、中高層を含む集合住宅の立地や、生活利便施設の一層の集積を誘導するなど、より多くの人々が高度で多様な都市サービスを楽しむことができ、また、歩いて暮らせるまちづくりにも寄与する土地利用を図ります。このため、土地区画整理事業のほか、都市再生整備計画事業や都市計画道路の整備との連携も考慮しながら計画的な市街地整備を推進し、人口集積等を進めるにふさわしい良好な都市基盤を備えます。
- ・無秩序な市街地の拡大を抑制し、鉄道駅周辺の都市機能や街なか居住を誘導するため、甚目寺駅北部、木田駅北部、（都）名古屋津島線北側等において、市街化区域の拡大を検討します。
- ・医療、福祉、商業等の日常サービスに必要な施設の誘導や、教育、文化、行政等の公共サービスの提供により、本市を支える都市機能の集積を図ります。併せて、官民連携により、道路等の公共空間と民有地の店舗・広場等が一体となり、都市機能の回遊性を高め居心地よく歩きたくなる空間（ウォークアブル空間）を形成します。
- ・今後の公共施設の更新、統廃合に伴い拠点内に跡地が発生する場合、拠点内の貴重な空間として、都市全体の観点から都市基盤施設の整備や良質な民間開発の誘導等の土地利用について検討を進めるとともに、必要に応じて地区計画の策定等を進めます。

イ．防災・交流拠点における基盤整備と都市機能誘導の推進

- ・本市の中心部にある七宝駅周辺地区の市街化調整区域において、行政拠点となる新庁舎整備及び既存ストック（鉄道駅、道路網、生活サービス施設等）を活用した基盤施設の整備等の計画的な都市づくりを推進します。
- ・新庁舎及び七宝駅周辺では、新庁舎を単に点的な施設整備に留めることなく、行政機能、防災機能、交流機能を集積させ、その効果を市全域にしっかりと波及させていきます。
- ・防災・交流拠点の形成に合わせ、新庁舎等へのアクセス強化や周辺道路の混雑緩和等を図るため、新たな幹線道路網のあり方について検討します。
- ・今後も想定される宅地開発の高い需要動向を踏まえ、土地利用や開発の計画的な規制・誘導を進めることで、居住環境の維持・向上による人口の定着、既存コミュニティの維持等

を図っていきます。

- ・居住環境の維持・向上については、農地の土地利用との調和を図りつつ、既存ストック（鉄道駅）の優位性を活用した安全な道づくりや居住に関するきめ細かなルールづくりによる誘導を進めていきます。

②誰もが安心して暮らせる居住環境の形成

ア. 利便性の高い住宅地の形成

- ・戸建による低層・中低層の住宅地としての利用を基本としながら、身近な商業施設や教育施設、医療施設、福祉施設等の生活利便施設も必要に応じて立地する土地利用を図ります。

イ. 各種事業や規制誘導による良好な住環境の形成

- ・市街化区域内では、田・畑等の低未利用地が多く現存しています。そのため、都市基盤が未熟なまま宅地化が進まないよう、道路等の整備事業や、土地区画整理事業、良質な民間開発の誘導等、地域の状況に応じた手法を活用し、良好な都市基盤を備えた住宅地の形成に努めます。
- ・土地区画整理事業や民間開発等により、良好な都市基盤を備えた地区では、地域の意向に応じて、地区計画制度等の活用を検討し、敷地の使い方等にきめ細かなルールを定めることで、良好な住環境の維持・保全に努めます。
- ・都市基盤が未熟な地区においても、狭い道路が多く防災上の課題がある、低未利用地が多く無秩序な開発の恐れがある、といった地区それぞれの課題に応じて、地区計画制度等の活用を検討し、解決に努めます。
- ・良好な市街地環境を維持・形成する上での最も基本的なルールである用途地域については、土地利用構想や、地域の意向を考慮しながら、必要に応じて見直しを行います。
- ・名古屋鉄道津島線の沿線市街地については、（都）名古屋環状2号線（国道302号）との立体交差化に関する検討にあわせ、当該事業と連動した市街地整備について検討を行います。

ウ. 市街化調整区域における集落地の住環境の保全

- ・市街化調整区域の各所に分布する集落地については、周辺農地との調和にも留意しながら、低層を基本とした良好な住環境を保全する土地利用を図ります。また、農業施策との連携も考慮しながら、生活道路等、集落環境の改善や利便性向上に寄与する基盤の整備を図ります。
- ・駅周辺の集落地では、市街化調整区域としての性格を十分考慮しながら、地域の実情に応じ、既存コミュニティの維持や安全安心で活力ある暮らしの形成に必要な場合において、地区計画等を活用することにより適切な土地利用を検討します。

③誰もが移動しやすい地域公共交通の充実

ア. 交通結節点の整備等による鉄道の利便性向上

- ・鉄道駅については、駅利用の促進や環境への配慮等を目的に、キス&ライド、パーク&ライド等の推進に向け、駅前広場・送迎スペースや、これへのアクセス道路、周辺での駐車

場・駐輪場の整備により、交通結節機能の強化を図ります。名古屋駅から生じるリニア中央新幹線利用者を確実に呼び込んでいくため、鉄道の更なる利便性向上を図るとともに、駅から居住地、職場、観光地等、市内各所へのアクセス性の向上を検討します。

- ・ 駐車場・駐輪場については、駅周辺の公共施設、商業施設等との一体的な整備・運用も考慮します。
- ・ 七宝駅では「防災・交流拠点」として、駅から新庁舎へのアクセス経路の検討、居住環境の維持・向上に向けた駅アクセス機能の強化及び県道の鉄道交差点のあり方検討を進めます。
- ・ 七宝小学校北東交差点周辺の「街なか居住拠点」では、名古屋市高速度鉄道6号線の延伸構想を見据えた交通まちづくりを検討するとともに、構想の実現に向けた取組みを関係機関に要請します。

イ. 路線バスの利便性向上

- ・ 市南部を通る路線バスについては、バスルートとしての県道の改良を県に働きかけ、運行の定時性確保に努めます。
- ・ 主要なバス停周辺での駐輪場の充実や、上屋・ベンチ・照明といった安心して快適に待つことのできる環境整備を促進し、バス利用を促進します。なお、これらの取り組みについては、バス停周辺の公共施設、商業施設等との一体的な整備・運用も考慮します。

ウ. 地域の公共交通の充実

- ・ 高齢化の進展等を見据えた市内移動手段の充実、地域需要や地域の実情に応じた適切な交通移動手段の確保のため、巡回バスを運行します。なお、運行に際しては、鉄道駅や市民病院等の主要な施設の巡回や、街なか居住拠点間の移動と市内各所から新庁舎へのアクセス、市街地づくりとの連携等、本市が目指す将来都市構造・土地利用構想との調和に留意します。
- ・ 市民の移動ニーズを踏まえ、少人数の対応ができるワゴン車・タクシーによるデマンド運行等の多様な輸送手段の導入検討を行います。また、ICTの進展を踏まえた自動運転技術、マイクロモビリティ等を活用した次世代交通システムの導入について検討します。

④暮らしを支える都市基盤の整備

ア. 都市圏の骨格を成す広域的な幹線道路の整備

- ・ (都)名古屋環状2号線(国道302号)、(都)西尾張中央道((主)一宮蟹江線)、(都)名古屋津島線及び(都)下萱津北間島線・県道名古屋中環状線の4路線に位置づけ、主に、自動車の走りやすさを高めることに留意して、未改良区間等の整備を関係機関に働きかけます。とりわけ、高速バスを利用したリニア中央新幹線利用者の呼び込みや市内道路混雑の抜本的解消に向け、(都)名古屋環状2号線(国道302号)の4車線化に向けた検討を加速させます。
- ・ (都)名古屋環状2号線(国道302号)と名古屋鉄道津島線との交差点において、踏切事故の防止等を図るため、立体化を中心として早期整備に向け関係機関に働きかけます。

イ. 市の骨格を成す幹線道路の整備

- ・東西方向の路線については、(都)給父西枇杷島線・(都)給父西枇杷島東線・県道給父西枇杷島線、(都)甚目寺佐織線((主)あま愛西線)及び(都)津島七宝名古屋線(県道津島七宝名古屋線)を位置づけ、南北方向の路線は、(都)西今宿下萱津線及び(都)七宝蟹江線(県道須成七宝稻沢線)を位置づけます。これらの路線については、自動車の走りやすさとともに、沿道への出入りのしやすさにも留意して、未改良区間等の整備を県に働きかけます。

ウ. 市街地や地域の骨格を成す幹線道路の整備

- ・県道名古屋津島線や(都)西今宿東条線・県道西条清須線、(都)花正下田線・(都)安松鷹居線をはじめとした、地域のなかの主要な市道、県道を適宜位置づけ、自動車だけでなく、歩行者・自転車の利用にも留意して、未改良区間等の整備を進めます。
- ・未着手の都市計画道路の整備については、周囲の交通状況に合わせた調査等の実施を検討します。

エ. 安全・快適な歩行空間づくり

- ・鉄道駅や市民病院、教育施設等、多くの人が集い利用する施設の周辺では、歩道の設置や段差解消、わかりやすいサインの設置を図るなど、誰もが安全・快適に移動できるバリアフリーの歩行空間づくりに努めます。
- ・幹線道路に囲まれた区域における、主要な生活道路では、歩車分離のほか、通過交通を排除する交通規制の運用、自動車の速度を低減する狭さくの設置等、「クルマ優先」から「ひと優先」へのシフトを目指した取組みに努めます。特に、段階的・部分的に供用開始される都市計画道路の周辺では、通過交通・迷い込み交通の発生が想定されるため、地域の安全性確保に配慮します。
- ・都市の骨格を成すような主要な幹線道路では、歩道の連続性確保や、カラー舗装、緑化等により、市民や来訪者が歩きたくなるような美しく快適な歩行空間の形成に努めます。
- ・平坦な地形で自転車による移動が比較的容易な特性を活かし、鉄道駅、公共施設、観光施設等を結ぶ自転車ネットワークの形成を図り、自転車通行に配慮した道路整備等を検討します。
- ・歩行等の安全を確保するため、街路灯や防犯灯、防犯カメラ等の設置を推進します。

オ. 市民の憩いの場となる公園緑地の整備・維持管理

- ・新型コロナ危機を契機とした都市づくりにおいては、密の回避ができる空間としてまちなかの緑やオープンスペースの役割が一層重要となっており、こうしたニーズの変化にも配慮しつつ、公園緑地の整備・維持管理を適切に行います。
- ・森ヶ丘公園や二ツ寺親水公園といった既設の規模の大きな公園については、レクリエーション需要の変化や、防災機能の強化等、多様なニーズに対応しながら、拠点性を維持・向上するための再整備を検討します。
- ・鉄道駅周辺をはじめとした都市構造上、整備の重要性の高い場所や、公園が不足する場所を中心としながら、地域の身近な公園として、防犯性や安全性に配慮した街区公園等の整

備を検討します。

- ・既設の街区公園等については、施設の老朽化等により、住民のニーズに対応できなくなったものを中心に、地域の特性に応じた公園への再整備を図ります。

カ. 快適な生活を支える下水道・処理施設の整備・維持管理

- ・河川等の公共用水域の水質保全や、居住環境の改善を図るため、「あま市污水適正処理構想」に基づき、当面、市街化区域一体を中心に公共下水道の整備を推進します。
- ・整備により供用を開始した区域については、市民への周知・啓発を図り、公共下水道への早期接続を促進します。
- ・「あま市污水適正処理構想」に基づき、生活排水による生活環境の悪化を解消するため、災害に強い公共下水道の整備を進めていきます。
- ・海部地区環境事務組合新開センター・上野センター及び五条広域事務組合クリーンパーク新川に対して災害対応力の強化を求めるとともに、し尿・浄化槽汚泥の広域的な処理体制整備を図ります。

キ. 安全安心な水道水の供給

- ・水道事業について、住民の需要に応じて飲用に適する水を供給するために適切な施設の維持管理と公営企業としての健全な経営を行います。
- ・水道施設について、配水施設、管路ともに老朽化が進んでいるため、老朽化対策や管路の更新を行い、耐震化を推進します。

ク. 環境衛生施設の整備・維持管理

- ・火葬場やごみ処理場等、環境衛生に係る拠点施設の整備・運営については、周辺都市との広域連携により対応します。
- ・市東部のごみ焼却場〔五条川工場（名古屋市）〕については、周辺環境・地球環境に配慮した施設として、適正管理を促進します。

ケ. 公共施設の適正な維持管理

- ・市民の暮らしやコミュニティを支える公共施設が立地する「地域サービス拠点」では、利便性・快適性の向上のための既存公共施設の維持管理、改善等に努めます。
- ・老朽化等に伴う公共施設の更新や統廃合等の検討にあたっては、「あま市公共施設等総合管理計画」等に基づき、「街なか居住拠点」内や「防災・交流拠点」内での配置による拠点環境の充実や個々の行政サービス提供のあり方等についての検証を行います。

(2) 防災・減災力～安全安心の都市づくり

【安全安心の都市づくり方針】

- ① 水害対策の推進
- ② 防災拠点の形成
- ③ 建物耐震化や安全な市街地の形成
- ④ 地域防災力の向上

① 水害対策の推進

ア. 治水事業の推進

- ・ 雨水を安全に流下させ、水害防止を図るため、治水施設の整備を進めます。特に、五条川、蟹江川、福田川については、県が定める河川整備計画に基づき、河床掘削による流下能力の増大、堤防高の不足する区間での堤防・護岸の整備等を促進します。
- ・ 海拔ゼロメートル以下において、排水条件が悪い地域では、排水機場、排水路等の内水排除施設の水路管理者と協議を進め、その施設整備を進めます。なお、これらの治水施設については、耐震化・液状化対策等、大規模地震の発生を考慮した機能強化についても取り組んでいきます。
- ・ 河川管理者が主体となって行う治水対策に加え、国・流域自治体・企業・住民等のあらゆる関係者が協働で取り組む「流域治水」の推進を図ります。

イ. 流域対策の推進

- ・ 河川への雨水流出を抑制するため、地域特性に応じ、「特定都市河川浸水被害対策法」や「あま市宅地開発等に関する指導要綱」等に基づく土地利用対策を進めます。
- ・ 河川沿い等の農地については、できる限り保全し、遊水機能の維持に努めます。また、農地での新たな開発に対しては、開発に伴う流出増分に対応した雨水貯留・浸透施設の設置を指導し、遊水・保水機能の確保に努めます。
- ・ 既存の住宅地・集落についても、不要になった浄化槽の雨水貯留施設への転用を促進するなど、遊水・保水機能の向上に努めます。
- ・ 河川に隣接する低地の市街地等、洪水時に大きな浸水被害の発生が予想される地域については、耐水化を重点化すべき区域として、雨水貯留・浸透施設の設置を一層促進するほか、内水排除施設の整備や、耐水性建築（地盤嵩上げ、高床式建築等）の奨励等に努めます。

② 防災拠点の形成

ア. 防災活動拠点の整備・充実

- ・ 「防災・交流拠点」内に位置づけられる新庁舎は、市の安全安心を支える「中枢防災拠点」として、大規模地震等に対応した機能を備えます。また、広域的な応急復旧活動の強化を図るため、庁舎敷地内に広域支援部隊等の活動拠点として活用できる十分な空間を確保します。
- ・ 市民病院、教育施設等、災害時の各種活動の中核となる公共施設では、「あま市公共施設等総合管理計画」等に基づき、耐震化を推進するとともに、敷地における雨水貯留・浸透機

能の向上等、浸水対策を強化します。

- ・災害時において、応援部隊の一時集結やベースキャンプ機能を果たす基幹的広域防災拠点の整備検討を進めます。

③建物耐震化や安全な市街地の形成

ア. 建物倒壊・火災対策等の推進

- ・旧耐震基準で建築された木造住宅については、「あま市建築物耐震改修促進計画」に基づき耐震診断や耐震改修等に係る制度の普及啓発を行い、耐震化を促進するとともに、市街地では、緊急輸送道路の配置状況等を踏まえつつ、準防火地域の指定・拡大を検討し、建築物の不燃化を促進します。
- ・適切に管理が行われていない空き家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、地域住民の生命、身体及び財産を保護するとともに、その生活環境の向上を図るため、「あま市空家等対策計画」に基づき空き家等に関する施策を推進します。
- ・大規模地震の発生に伴う液状化の危険性が高いため、開発を行う際の地盤改良や構造物の対策の検討を促進します。

イ. 基盤整備の推進

- ・狭あい道路が多い地域では、建物や外壁の倒壊により、道路の閉塞が想定され、避難行動や救助活動等への支障が懸念されることから、狭あい道路の拡幅整備等に取り組みます。
- ・木造住宅が密集する地域等、地震等の発生時に被害が急速に拡大する可能性がある場所では、地区計画制度や道路の整備事業等、地域の状況に応じた手法により、都市基盤の改善を図り、防災・避難空間の充実に努めます。
- ・地震に伴う消防水利の喪失を回避するため、発災時においても消火栓が使用可能となるよう水道の耐震化を進めるとともに、防火水槽の維持に努めます。

ウ. 防災軸の整備

- ・災害発生時の緊急輸送や、防火帯としての役割を担う幹線道路の整備を進めます。特に、県の地域防災計画において第1次・第2次緊急輸送道路として位置づけられる路線や、これらを補完・代替する主要な幹線道路について、道路・橋梁の耐震化や、都市計画道路としての整備を重点化し、緊急輸送道路ネットワークの形成・充実に努めます。
- ・新庁舎へのアクセス道路は「防災拠点」の運営・活動を確保する役割があることから、重点的に整備を進めます。

エ. 避難施設の充実

- ・災害時に広域避難場所等として活用できるような公園緑地の整備に努めます。既設の公園緑地についても、災害時に避難場所として活用できるよう、各地域の状況に応じて防災機能の強化を図ります。

-
- ・津波による浸水の危険性がある地域については、避難施設の設置や津波避難ビルの指定・確保を推進します。
 - ・新型コロナ対策等を考慮し、避難所の過密を避けるための多様な避難環境の充実を図ります。

④地域防災力の向上

ア. 防災関連情報の整備

- ・災害時の情報収集・伝達を迅速かつ効果的に実施するため、防災情報通信体制の強化に努めます。
- ・各地域の災害の危険度等が分かるハザードマップについて、適宜見直しを図るなど、市民にとって、より分かりやすく有益な情報を整備していきます。

イ. 自主防災組織の強化

- ・自主防災組織とも連携しながら、啓発活動を推進し、個人、家庭、地域等の各レベルで防災意識の向上に努めます。
- ・避難所として位置づけられる公共施設等、地域の活動拠点への防災資機材の整備等を支援し、自主防災組織の活動の活性化を促進します。

（3）魅力～地域の商工観光により魅力を高める都市づくり

【地域の商工観光により魅力を高める都市づくりの方針】

- ①地域資源を活用した商工観光の交流拠点の整備
- ②観光拠点等をつなぐネットワークの形成
- ③滞在・交流人口、定住人口の拡大に向けた施策の推進

①地域資源を活用した商工観光の交流拠点の整備

- ・リニア中央新幹線開業により一層高まる広域的な集客ポテンシャルを活かし、地域の歴史・文化や地域資源を活かした交流拠点の形成を図ります。
- ・パーキングエリアやサービスエリアが無い名古屋第二環状自動車道（名二環）の休憩場所、また地域資源の魅力を体感できる場所として、七宝焼アートヴィレッジ周辺において、官民連携により「道の駅」や路外パーキング等の整備を推進します。また、これらの施設においては、本市の伝統産業である「尾張七宝」や「刷毛・刷子」、農作物等の地場産品等に触れ楽しめるものとしします。
- ・鉄道駅周辺においては、商業施設等を誘導するとともに、官民連携により、道路等の公共空間と民有地の店舗・広場等が一体となり、都市機能の回遊性を高め居心地よく歩きたくなる空間（ウォーカブル空間）を形成します。

②観光拠点等をつなぐネットワークの形成

- ・新たに整備を検討する「道の駅」や路外パーキング等を起点に、甚目寺観音や萱津神社、旧街道に点在する史跡等を活かした歴史・文化を巡る道づくりをはじめ、地域の良さに触れながら、じっくり楽しく歩くことのできる魅力的な道づくりに努めます。

③滞在・交流人口、定住人口の拡大に向けた施策の推進

- ・本市の知名度向上による移住・店舗進出の促進、滞在・交流人口の増加、地域経済の活性化を目指し、シティプロモーションの推進による本市の魅力の発信や本市を訪れる機会づくりに取り組みます。
- ・市民が愛着を持てるまちとなるために、住みやすさに加えて楽しみや誇りを実感できるよう、市民・事業者との協働により、公共空間等の活用によるまちのシンボルづくりやイベント開催等、魅力があり人が集う事業に取り組みます。

(4) 活力～産業振興により活力を高める都市づくり

【産業振興により活力を高める都市づくりの方針】

- ①企業誘致の受け皿となる産業用地の確保、基盤整備の推進
- ②既存工業地の維持・環境向上

①企業誘致の受け皿となる産業用地の確保、基盤整備の推進

- ・ 4車線道路の沿道・交差点等、特に交通利便性の高い場所は、市の産業振興を牽引する「産業拠点」として、産業・流通機能の一体的な維持・集積に努めます。
- ・ 甚目寺北インターチェンジ周辺では、自動車の広域交通の利便性を活かし、産業用地の整備を推進します。
- ・ 産業用地は、市街化区域（工業系用途地域）内において余地が少ないため、市全体として交通利便性の高い場所を有効活用する観点から、市街化調整区域でも、地区計画制度や条例制定により一定の区域での開発を認める開発許可制度の活用について、必要に応じ検討します。また、条件が揃えば、市街化区域への編入についても検討します。

②既存工業地の維持・環境向上

- ・ 既存産業用地については、周辺環境と調和した土地利用を図ります。
- ・ 新規の産業用地についても、緑化の推進等、法制度に基づき周辺環境と調和した開発整備を促進します。

（5）環境力～環境と調和した都市づくり

【環境と調和した都市づくりの方針】

- ①低炭素・循環型都市の形成
- ②骨格的・拠点的な緑の保全・活用
- ③農業環境との調和
- ④緑化の推進
- ⑤地域の特性を活かした景観づくり

①低炭素・循環型都市の形成

- ・公共交通の利用促進により自動車に過度に頼らない集約型都市構造への転換、建築物の低炭素化、緑地の保全や緑化の推進を実施し、都市部における低炭素化を目指します。
- ・住宅における太陽光発電や蓄電池の設置を促進します。
- ・市民・事業者へ低公害車の普及啓発を図るとともに、公共施設等における充電スタンドの設置の推進に努めます。

②骨格的・拠点的な緑の保全・活用

ア．骨格的・拠点的な緑の保全・活用

- ・庄内川・新川・五条川一帯等、面的な広がりをもって都市の骨格を形成し、生物多様性等の面からも重要な役割を持つ河川緑地について、保全を図ります。
- ・蓮華寺寺叢（じそう）は、本市にとって貴重なまとまりある緑地であり、手つかずの自然が豊富に残されているため、自然環境保全法に基づく自然環境保全地域として保全を図ります。
- ・その他、社寺林をはじめ、地域に残された緑地は、保全を図るとともに、環境学習や市民がふれあえる場としての活用を検討します。

イ．水と緑のネットワークの形成

- ・庄内川、新川等の河川や公園緑地等を活用した自然的インフラネットワークの形成を目指します。
- ・五条川、蟹江川、福田川といった河川改修を予定する県管理河川では、河川整備計画に基づき、河川改修にあわせて、自然環境の保全・復元に配慮した多自然川づくりを促進するとともに、川を眺めることのできる川辺の散策路や、川に近づくことのできる階段の設置等、親水空間づくりを促進します。
- ・多くの河川・水路が流下する特徴を活かして、河川・水路沿いの樹林の保全や、河川改修にあわせた堤防緑化等を図り、基幹的なネットワークを形成します。また、これとの接続を考慮しながら、全市的な水と緑のネットワーク形成を目指します。

③農業環境との調和

- ・農業生産や治水、景観等を支える農地の保全を図ります。
- ・郊外に広がる農地は、農業生産の場であると同時に、多様な機能を持ち、地域を大きく囲む良好なグリーンベルト（緑地帯）を形成しています。そのため、市街地との調和を図りながら、農業振興地域農用地区域として保全を図ります。
- ・市街化区域内の農地についても、生産緑地地区制度を活用し、街なかの貴重な緑として計画的な保全を図ります。

④緑化の推進

- ・「あま市宅地開発等に関する指導要綱」に基づく指導や、「あいち森と緑づくり基金」による支援制度のPRを通じて民有地の緑化を促進するとともに、緑化を支援する新たな制度の導入を検討します。
- ・公共施設の緑化を進めます。特に、多くの人が集い利用する主要な公共施設の緑化にあたっては、市の花である「ゆり」の植栽や市の木である「ハナミズキ」の植樹によるイメージアップの推進に重点的に取り組みます。
- ・鉄道駅周辺をはじめとした都市構造上、重要な場所については、官民一体となった緑化を積極的に進めます。
- ・道路、河川等の緑の清掃や手入れについては、市民主体の活動を支援する市独自の仕組みづくりや、県のアダプトプログラム（愛・道路パートナーシップ事業等）の活用を通じ、市民参加を促進します。

⑤地域の特性を活かした景観づくり

ア．拠点や軸における景観づくり

- ・鉄道駅周辺等の「街なか居住拠点」では、都市計画道路、駅前広場等の整備や、土地利用施策とも連携しながら、まちの顔としてふさわしい、賑わいを演出する景観の整備・誘導を図ります。
- ・公共施設が集積する「地域サービス拠点」では、景観に配慮した公共施設整備や、周辺の道路等を含めた緑化、分かりやすいサインの設置等、品格や利便性に配慮した景観の整備・誘導を図ります。
- ・「生活交流軸」としての（都）西今宿東条線等では、都市計画道路の整備にあわせた緑化や、各拠点へ誘導する分かりやすいサインの設置、沿道の屋外広告物の整序等、通りから見られることを意識した景観の整備・誘導を図ります。

イ．地域の景観資源の保全・活用

- ・歴史的な建造物、地域のシンボルとなっている樹木、自然・生態系豊かな河川、歴史的な街道、特徴的な街並み等、地域の景観に個性を与えている地域資源を掘り起こし、その保全とまちづくりへの活用を進めます。
- ・「歴史・文化拠点」として位置づけられる甚目寺観音及び萱津神社の一带では、貴重な歴史・文化的資源が街並みのなかで埋もれることが無いよう留意するほか、旧街道を活かしなが

ら、歴史・文化遺産をじっくり楽しく散策することのできる環境を創出し、観光・交流を促進します。

ウ．地域特性に応じた景観ルールを活用

- ・良好な景観を保全・創出するため、地域の特性に応じて、地区計画制度等の都市計画法に基づく制度を活用し、建築物等の規制・誘導を図ります。
- ・文化財保護法、屋外広告物法、農振法等の他法令とも効果的に連携して規制・誘導を図ります。
- ・市民の景観に対する意識高揚を促し、協働による景観づくりを進めます。特に駅周辺をはじめ、重点的な景観づくりが必要な場所では、地域住民とともに、景観の全体像や個別の方向性（建築物の色彩・デザイン・高さ等）を検討するなど、協働を積極化します。

(6) 連携・協働力～市民／事業者・団体／行政の協働による都市づくり

【市民／事業者・団体／行政の協働による都市づくり方針】

- ①連携・協働の仕組みを活用した都市づくりの推進
- ②民間活力による都市づくりの推進

①連携・協働の仕組みを活用した都市づくりの推進

- ・「あま市みんなでまちづくりパートナーシップ条例」に基づき、市民、地域組織、市民活動団体、事業者及び行政が相互に連携・協働して都市づくりが実践できるよう、情報共有、人づくり、活動等について支援を行います。
- ・様々な分野の市民活動団体から構成される「あま市まちづくり委員会」を中心に、パートナーシップによるまちづくりを推進します。
- ・本市の協働のまちづくりを進める事業である、あま市市民活動センター「あまテラス」を中心に、まちづくりに関する情報発信、各種イベント・講座、伝統文化継承等の様々な分野で活動する市民活動団体をサポートします。
- ・地域の様々な課題の解決や活性化のため、地域住民が参画できるまちづくり協議会等の仕組みづくりを推進します。

②民間活力による都市づくりの推進

- ・公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営に民間の有する資金やノウハウを活用するため、PFI、指定管理者制度等の民間活力導入の仕組みの導入を検討します。
- ・公募設置管理制度（Park-PFI）、公園設置管理許可制度等、民間活力導入による公園の管理運営を推進します。

(7) 都市経営力～社会資本の維持管理を考慮した都市づくり

【社会資本の維持管理を考慮した都市づくり方針】

- ①公共施設等総合管理計画等に基づく社会資本のマネジメントの推進
- ②既存ストックの活用

①公共施設等総合管理計画等に基づく社会資本のマネジメントの推進

- ・「あま市公共施設等総合管理計画」等に基づき、公共施設の維持管理や更新にかかる費用の平準化を図るとともに、都市づくりの方針に沿った公共施設の複合化・統合・再編を検討します。
- ・「あま市公共施設長寿命化計画」「あま市学校施設長寿命化計画」「橋梁長寿命化計画」「公園施設長寿命化計画」等に基づき、公共施設の適切な維持管理・修繕・更新を進めます。

②既存ストックの活用

- ・今後の公共施設の更新、統廃合に伴い跡地が発生する場合、その土地を有効に活用するため、都市基盤施設の整備や良質な民間開発の誘導等の土地利用について検討を進めます。
- ・長寿命化に配慮した住宅建設や既存建物のリフォーム、リノベーション等によるストック型社会構築の取組みを推進します。